

2021・広大マスタースズ市民講座報告 「市民生活に身近な法律問題」

鳥谷部 茂

市民講座「市民生活に身近な法律問題」(2022年2月5日, 12日, 19日, 26日の各土曜日, 13:30~15:00の計4回)が無事終了した。受講登録者は12名で、出席者数は毎回11~12名であり、コロナ感染防止対策のもと、レジュメと資料を配布し、受講者と意見交換をしながら下記テーマについて理解を深めた。いずれの回も受講者から熱心な質問等があった。

第1回 コロナ禍における法律問題 わが国のコロナ感染者は、2021年~2022年にかけて1日10万人を超え、第6次の緊急事態宣言が発令された。このコロナ禍において生じている小売業・観光旅行等の契約のキャンセル問題、雇用契約の解雇・休業手当・賃金不払い等の労働問題、リモートワークをめぐる労務管理・就労環境等のトラブル、休業や時短の要請に伴う減収・経営難による民事再生・会社整理・破産等の問題、及び感染症に対する国・自治体のセーフティネットの意義と課題について整理した。

第2回 特殊詐欺 特殊詐欺による被害は、高齢者や若年者をターゲットに2021年に増加傾向にある。特殊詐欺は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、還付金詐欺等のように悪質・巧妙なものが増加し、行政責任、民事責任、刑事責任を一体として、徹底して対応する必要性を説明した。特殊詐欺に対する制裁を強化することは、消費者だけではなく、誠実な取引をする事業者にとっても重要である。悪質商法に譲歩することは、それを資金として、他に多くの被害者の発生を支援することになる。その防止のための行政、市民団体、地域住民、金融機関、法律家等が連携する自治体の取組み例等を説明した。

第3回 交通事故問題 最近の交通事故として、被害者が高齢者や若年者であると同時に、反対に高齢の運転者が加害者となる悲惨な事故が増加している。運転手の行政責任、刑事責任、民事責任を確認した上で、民事責任としての損害賠償責任及びその賠償額算定の考え方を整理して説明した。また、加害者側に片面的拘束力を課し、かつ被害者に負担をおわせない等、被害者に有利な紛争解決方法についても整理して説明した。

第4回 災害弱者への支援 災害弱者とは、高齢者、障害者・歩行困難者など災害時に危険にさらされやすい人をいい、災害時要支援者とも呼ばれる。災害発生前の対応・備え、災害発生時の防災・福祉(自治体・地域)との連携(災害時の避難・移動支援)、避難後の居住・生活支援(避難場所・仮設住宅・災害公営住宅)、及び災害関連死・孤独死への対応等について、東日本大震災を中心に課題を整理した。これを基に、今後発生するかもしれない南海トラフ巨大地震による津波被害への教訓を明らかにし防災・減災について理解を深めた。